

立川市交通事業者緊急支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、その事業活動の継続を支援するために交付する交通事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高速乗合バス 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に掲げる路線定期運行であつて同規則第10条第1項第1号ロに掲げる運賃を適用するものをいう。
- (2) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として法第4条第1項に規定する許可を受けた者のうち、市内で乗降可能な停留所が3箇所以上あるバスの路線（高速乗合バスを除く。）を有するものをいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）を営業者として法第4条第1項に規定する許可を受けた者のうち、個人にあつては住所が、法人にあつては本店、支店又は営業所の所在地が市内にあるものをいう。ただし、福祉輸送に限定する者を除くものとする。
- (4) 交通事業者 乗合バス事業者及びタクシー事業者をいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交通事業者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年3月31日（以下「基準日」という。）において、事業所等で事業を営み、かつ、申請日以降も事業を継続する意向であること。
- (2) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。

(3) 個人にあつては市区町村税を、法人にあつては当該法人の市区町村税を滞納していないこと（課税権が他市区町村にあるものについては、当該市区町村税）。ただし、徴収猶予措置の手續をしている場合は、この限りでない。

(4) その他支援金の目的に照らして適当であると市長が認める者であること。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、支援金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、予算の範囲内とする。

(1) 乗合バス事業者 市内で乗降可能な停留所が3箇所以上ある系統（高速乗合バスを除く。）のうち基準日から申請日において継続して運行しているものから立川市路線バス運行事業補助金交付要綱（昭和63年立川市要綱第3号）第3条に規定する協定書で定めた路線（基準日において有効な協定書によるものに限る。）に係る系統を除いた系統（以下「対象系統」という。）の数に100,000円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 個人 令和3年分の確定申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第120条の規定による申告をいう）において、経費として申告した水道光熱費及び燃料費（ガソリン、LPガス、灯油、重油及び軽油に係る経費をいう。）の合計額の100分の30に相当する額。ただし、150,000円を上限とする。

イ 法人 対象車両（当該法人の市内の本店、支店又は営業所に配置している車両のうち、基準日から申請日において継続して一般乗用旅客自動車運送事業の用に供しているものをいう。）の数に30,000円を乗じて得た額

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、交通事業者緊急支援金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに申請するものとする。

(1) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(2) 法第4条第1項に規定する許可を受けたことを証する書類の写し

(3) 乗合バス事業者にあつては、対象系統の数が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、

交通事業者緊急支援金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、支援金を速やかに支払うものとする。

3 この要綱による支援金の交付は、1交通事業者につき1回限りとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないとしたとき。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。